

部活動に係る活動方針

令和6年4月

川本町立川本中学校

川本町立川本中学校 部活動に係る活動方針

1 基本方針

(1) 部活動の基本的な考え方

- 学校の教育活動は、第一に学習指導や生徒会活動の充実を図り、地域に貢献できる生徒を育てることが重要と考え、本校の学校経営に位置付けている。
- 部活動は、中学生にとって心身を鍛え、集団への所属意識を高める重要な活動であり、生徒が意欲をもって取り組む活動である。しかし、優先すべきは、授業や生徒会活動であり、部活動はそれを補完する活動と考える。
- 部活動の開設については、生徒のニーズに応えることは、活動意欲を重視する意味では重要である。しかし、学校内における様々な条件に限りがあることから、実状を踏まえた開設をしていくことが大切である。まずは、現存の部活動の充実を図っていくこととする。
- 社会体育活動等への参加など、入部や転部等についての個々の事情によることは、担任や学年主任、部活動主任と相談し、柔軟に考慮することとする。

(2) 部活動のねらいについて

- 望ましい集団活動をとおして、協力することの大切さを学び、心豊かな人間関係を育てる。
- 基礎的・基本的な資質や能力の向上を図り、生徒の可能性を信じて、粘り強く指導するとともに、個に応じた指導の工夫を図る。
- 試合やコンクールで入賞することだけを目的とした指導に偏ることなく、競争によるモチベーションの高揚を活かしながら、日々の活動に地道に取り組む意欲を育てる。
- 指導者は、常に生徒理解に努めるとともに、そのために必要な研鑽を積み重ねなければならない。また、保護者を始めとする部活動を応援してくださる方との連携を密に行うようにする。

2 本年度の部活動

(1) 設置する部活動

野球部、陸上競技部、バレーボール部、吹奏楽部

(2) 活動時間・休養等

①学期中の休養日・活動時間

ア 学期中の休養日

○平日は少なくとも週1日以上、週休日は少なくとも月2日以上を休養日とする。

- ・年間をとおして、少なくとも100日以上の休養日を設けなければならない。
- ・毎月第三日曜日の「しまね家庭の日」は原則として休養日とし、それ以外の週休日に1日以上の休養日を設ける。ただし、大会等と重なった場合は、直近の週休日等に代替日を設定する。
- ・週休日における大会参加や大会前の強化練習等の実施については、事前に部活動顧問が校長に申し出て許可を受けるものとする。校長は、生徒の体調等を考慮して、過度な負担にならないことが確認できた場合のみ、許可をすることができる。
- ・週休日の両日に部活動を実施する場合は、平日のいずれかの日を休養日に当てる。なお、このことは月別の計画表に組み入れるなど、見通しをもった部活動経営に努めること。
- ・休養日として設定した日に、大会等が開催されるようになった場合には、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。

イ 学期中の活動時間

○平日は長くとも2時間程度、週休日は長くとも3時間程度とする。

- ・練習試合や大会等、長時間にわたって活動する場合は、事前に校長へ予定時間等を報告し、了承を得るとともに、休憩時間を適切に設定しなければならない。
- ・曜日、季節によって適宜活動の時間を調整する。

②長期休業中の休養日・活動時間

○長期休業中の休養日は、週に2日以上設ける。
○1日の活動時間は、長くとも3時間程度とする。

- ・長期休業中にしかできないような活動（県大会、中国大会、全国大会、県内外への遠征、合宿等）への参加も考慮して、休養日及び活動日並びに活動時間を設定する。なお、校長は、生徒の体調等を考慮して、過度な負担にならないことが確認できた場合のみ、許可をする。

- ・長期休業中は、生徒の健康面や学業との両立に配慮すると共に、部活以外の多様な活動ができるように、十分な休養期間を設定する。
- ・基準を超えて活動を行う場合には、校長の許可を得た後、生徒及び保護者の了承を得るとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日直後に十分な休養日を設定する。
- ・平日に校区外での活動を企画する場合は、校長の許可を得た後に実施に向けた渉外活動に入るよう留意する。

(3) 部活動休止期間

- 夏季休業日：8月11日から8月16日までの6日間（学校閉庁日）
- 冬季休業日：12月29日から1月3日までの6日間（学校閉庁日）
- 学年始休業日：校長が定める期間
- 定期試験前後の活動休止期間については、学校長が定める
- その他、校長が定める活動休止期間

- ・上位大会出場等、やむを得ない特別な事情によって活動を行う場合には、事前に部活動顧問が校長に申し出て許可を受けるとともに、別日に休養日を設ける。

3 適切な運営のための整備

(1) 年間活動計画・活動実績の作成

- 部活動顧問は、年間の活動日、休業日及び参加予定大会、遠征及び合宿の予定日程等を記載した活動計画（p5 **記載例1**参照）を作成し、校長に提出する
- 部活動顧問は、活動実績（p6 **記載例2**参照）を作成し、月ごとに校長に提出する。

4 部活動の運営について

(1) 体罰などの根絶

部活動を担当する者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰などのない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

- ①生徒の健康管理の把握を行う。
- ②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。
- ③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 合同部活動等の取組

生徒ニーズの多様化と生徒数減少等の実情を踏まえ、単一校では取り組むことが難しい部活動が見込まれる場合においては、生徒の主体的・自主的な活動の機会がなるべく損なわれないよう、複数校との合同部活動等の取組を推進する。

(4) 拠点校部活動や地域クラブ活動への参加について

- ・拠点校部活動について、川本町としては実施しない。
- ・地域クラブ活動への参加は任意であり、生徒・保護者の判断により参加を認める。また、当該クラブが中体連大会参加規定を満たしている場合は、中体連大会へのクラブ所属での参加を認める。なお、この場合は、部活動としての参加かクラブとしての参加かどちらかを生徒が選択し、一方にのみ参加ができる。選択の効力期間は当該年度1年間とする。

(5) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画などを明確にし、保護者に理解を得る。

5 今後の取組

- 本活動方針は、「川本町中学校部活動ガイドライン」を受け、学習指導要領並びに教職員の働き方改革に資するためのものである。
- 本活動方針に則って、各部活動の活動が柔軟かつ的確な運用となるように、部活動主任が中心となって、適宜、各部活動の運用状況を確認し、その状況を校長に報告する。

記載例 1

※この記載例は島根県教育委員会「部活動のあり方に関する方針」（平成31年2月）に示された例を参考にしたものである。

令和〇年度 〇〇部年間活動計画

部 員 数	男子 × 名 女子 × 名
顧 問	顧問：〇〇〇〇，〇〇〇〇 地域指導者：〇〇〇〇

方針・目標	①部活動目標 「みんなでやりぬく」 ②
通常活動日	火・水・木・金・土
通常休養日	月・日
通常活動時間	平日 2時間 休日 3時間
通常活動場所	体育館

年間活動表

月	活動計画（参加大会等）	その他・研修会等
6	ブロック大会 〇～〇日（浜田市）	審判研修会 〇～〇日
7	県大会 〇～〇日（出雲市）	

特記事項

記載例 2

※この記載例は島根県教育委員会「部活動のあり方に関する方針」（平成31年2月）に示された例を参考にしたものである。

〇〇部 活動実績 令和〇年度 〇月分

日	曜	活動の有無	活動時間	活動場所	活動内容	備 考	部活動指導員	地域指導員
1	水	○						
2	木	○						
3	金	○					3	1
4	土	○						
5	日	○	9:00-12:00	瑞穂体育館	練習試合			
6	月							
						合計	10	8

活動の有無 : 部活動実施状況を, ○実施と×休養で示す

活動時間 : 計画上の予定と異なる場合の活動時刻を hh:mm ~ hh:mm で記載。

活動場所 : 計画上の予定と異なる場合の活動場所を記載

活動内容 : 計画上の予定と異なる場合の活動内容を記載

部活動指導員 : 部活動指導員が行った場合の指導時間

地域指導員 : 地域指導員が参加し指導を行った場合の指導時間